

令和8年度 補助金などの受付スタート!

予算に限りがあるほか、事前相談が必要な場合がありますので、必ず確認してください。詳しくは、各担当課にお問い合わせるか市ホームページをご覧ください。

※ **申** に特に記載がない場合は4月受付開始

個 個人向け **団** 団体向け **法** 法人向け **町** 町内会など向け

「ページIDで探す」に
ID入力で簡単検索



市ホームページ

予防接種(定期)

● こどもの予防接種 **個**

ID 1027116 ※ 自己負担なし

● 妊婦への小児RSワクチン定期接種 **個**

対 妊娠28週0日から36週6日の妊婦

ID 1038535 ※ 自己負担なし

● 带状疱疹ワクチン定期接種 **個**

対 令和8年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人

自己負担額：○シングリックス(2回接種)…1回1万円
○ビケン(1回接種)…3,000円

※ いずれも生活保護受給者は自己負担なし

ID 1036308

● 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種 **個**

対 65歳の人

自己負担額：3,500円(生活保護受給者は自己負担なし)

ID 1003117

申 いずれも健康増進課(☎85-6168)へ

動物

● 飼い主のいない猫の去勢・避妊手術 **個**

対 市内に生息する飼い主のいない猫を保護して、手術を受けさせる人

額 オス(1頭)6,500円、メス(1頭)1万1,500円

申 環境保全課(☎85-6279)へ **ID** 1003757

予防接種(任意)

● おたふくかぜワクチン接種 **個**

対 次の全てに該当する人

①1~6歳の未就学児

②おたふくかぜにかかったことがない人

額 上限3,000円(生活保護受給者は6,000円) ※ 1人1回まで **ID** 1012979

● 風しんワクチン接種 **個**

対 風しんにかかったことがなく、検査で抗体価が不十分と判断された、次のいずれかに該当する人

①妊娠を希望する夫婦②妊婦の配偶者

※ いずれも事実婚関係にある場合を含む

額 風しん…上限3,000円(生活保護受給者は6,000円)、
麻しん風しん混合…上限5,000円(生活保護受給者は1万円) ※ 1人1回まで **ID** 1003100

● 带状疱疹ワクチン接種 **個**

対 50歳以上で定期接種の対象外の人

額 ○シングリックス(2回接種)…上限1回1万円(生活保護受給者は1回2万円) ※ 1人2回まで

○ビケン(1回接種)…上限3,000円(生活保護受給者は6,000円) ※ 1人1回まで **ID** 1029057

● 高齢者肺炎球菌ワクチン接種 **個**

対 65歳以上の人

額 上限3,000円(生活保護受給者は7,500円) ※ 1人1回まで **ID** 1003117

申 いずれも健康増進課(☎85-6168)へ

高齢福祉

● GPS端末導入 **個**

対 認知症などにより行方不明の恐れのある高齢者かその人を介護している家族

額 高齢者1人につき上限1万円 **ID** 1017275

● 認知症カフェ開設 **個 団**

対 市内に店舗などを持ち、認知症の人やその家族が気軽に集う交流会を定期開催できる人か団体

額 1か所につき上限5万円 **ID** 1001978

● 住民主体サービス **団**

対 高齢者サロンや訪問による生活援助を実施する団体

額 開催回数に応じ、上限5～20万円 **ID** 1013686

申 いずれも地域共生推進課(☎85-6187)へ

地域コミュニティ

● コミュニティ集会施設整備 **町**

対 コミュニティ集会施設を管理する区・町内会・自治会

額 新築・増築・修繕・解体にかかる費用の2分の1(上限:新築・増築(木造)…1,000万円、新築・増築(非木造)…1,500万円、修繕…500万円、解体…200万円)

ID 1003696

● コミュニティ集会施設耐震診断 **町**

対 S56/5/31以前に着工したコミュニティ集会施設を管理する区・町内会・自治会(ただし、耐震改修工事を行っていないこと)

額 耐震診断費の2分の1(上限:木造…5万円、木造以外…120万円) **ID** 1036355

申 いずれも市民生活課(☎85-6617)へ

交通安全

● 自転車用ヘルメット購入 **個**

対 次の①～③を全て満たすヘルメットの購入者

①H20/4/2～R2/4/1生まれの人か、S37/4/1までに生まれた人が使用するもの②主な安全基準を満たした新品で、かつ市内の販売店で購入したもの③R8/3/1～R9/2/28に購入したもの

額 購入費の2分の1(上限2,000円) ※ 1人1回まで

申 R9/3/1(月)までに、市民安全課(☎85-6053)へ **ID** 1023970

障がい福祉

● 障がい者の居場所・交流の場づくり **団**

対 障がいのある人が気軽に集まり交流できる場を継続的に提供する団体

額 上限(年額)10万円

申 6/1(月)までに、障がい福祉課(☎85-6186)へ

ID 1039059

子育て

● こども・子育て支援 **団**

対 次の活動を行う団体

○親子の交流する場の提供

○食事と居場所の提供

○不登校やひきこもりなどに関する相談、居場所の提供

額 食事と居場所の提供を行う団体…1回6,000円(上限12万円)、その他の団体…1回3,000円(上限6万円)

申 既存の団体は6/30(火)まで、令和8年度に新設する団体は、活動開始日から3か月以内(～R9/3/1)に、子育て推進課(☎85-6206)へ **ID** 1002490

● 子ども会活動 **団**

対 幼児から中学生までを会員として、レクリエーションなどの集団活動をしている団体

申 6/1(月)までに、子育て推進課(☎85-6151)へ

ID 1011685

健康

● 若年がん患者在宅療養 **個**

対 40歳未満の末期がん患者(医師から、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された人)の訪問介護などの

在宅サービス利用料、福祉用具の貸与・購入費

額 在宅療養費の9割(上限(月額)5万4,000円)

申 健康増進課(☎85-6166)へ **ID** 1031061

● がん患者補整具購入 **個**

対 がん患者の①ウィッグ・医療用帽子②乳房補整具(人工乳房含む)③エピテーゼ(人工装具)の購入費

※ ポイントやクーポン利用分は対象外

額 購入費の2分の1(上限各2万円) ※ 1人各1回まで

※ 申請期限は購入後1年以内(③のみR8/4/1以降購入分)

申 健康増進課(☎85-6166)へ **ID** 1031060

● 骨髄提供者(ドナー)など **個 法**

対 日本骨髄バンクを介して骨髄や末梢血幹細胞の提供を行ったドナーやドナーが勤務する事業所

額 ドナー…1日2万円、事業所…1日1万円(いずれも上限7日) ※ 申請期限は骨髄などの提供日から1年以内

申 健康増進課(☎85-6164)へ **ID** 1016304

産業

● 観光によるにぎわい創出 回法

対 地域資源を活用した旅行商品の造成や土産品の開発、誘客イベントの開催、観光人材の育成などの事業
額 初回交付の事業者…対象費用の3分の2、2回目以降の事業者…対象費用の5分の1(いずれも上限30万円)
申 4/30(木)までに、経済振興課(☎85-6244)へ
ID 1031010

環境

● ① 地球温暖化対策機器設置 個

対 既存住宅に対象の地球温暖化対策機器を設置する人
額 ①家庭用燃料電池システム…1台5万円②定置用リチウムイオン蓄電システム…1台6万円③電気自動車等充電設備…1台5万円 ※ 1世帯各1回まで
ID 1012787

● ② 民間住宅省エネ改修 個 回

対 戸建・共同住宅の所有者または管理組合
額 省エネ改修費(ZEH基準)の80%(上限30万円)
※ 1戸1回まで **ID** 1034045

申 ① R9/2/26(金)までに住宅政策課(☎85-6572)へ
② 5/20(水)(予定)から住宅政策課(☎85-6572)へ
※ 3/31(火)までは環境政策課(☎85-6216)へ

● 都市緑化推進 個 法

対 住宅や事業所の緑化工事で、令和8年度中に着工し、令和9年3月10日(水)までに完了報告ができるもの
※ 1宅地・1事業所各1回まで
額 対象費用の2分の1(上限200万円)
申 12/28(月)までに、公園緑地課(☎85-6283)へ
ID 1024026

● 緑の奨励金 回

対 会員が5人以上で、苗木や花苗などの植栽活動を行う団体
額 活動経費の2分の1(上限10万円)
申 公園緑地課(☎85-6283)へ **ID** 1008583

● 生ごみ処理機購入 個

対 家庭用生ごみ処理機を購入する人 ※ インターネットでの購入も可。生ごみ堆肥化容器(コンポスト)、密閉バケツなども対象。脱水機、ディスポージャーは対象外
額 購入費の2分の1(上限1万円) ※ 1世帯1台まで。配達代金、付属品(基材など)は対象外
申 ごみ減量推進課(☎85-6222)へ **ID** 1033020

防犯

● ① 防犯カメラ設置 町

対 防犯カメラを設置する区・町内会・自治会など
※ 維持管理費用や地代・占用料、操作指導料、ダミーカメラは対象外
額 設置費の2分の1(交付を受けた年度以降3年度以内で上限50万円) ※ 年度内1団体1回まで
ID 1004142

● ② 防犯カメラ維持管理 町

対 防犯カメラを管理する区・町内会・自治会など
額 保守・点検費の2分の1(1台につき(年額)上限5,000円)
ID 1038812

● ③ 地域防犯組織支援 回 町

対 区・町内会・自治会や地域内のボランティア団体など(定期的に防犯パトロールを実施する団体に限る)
額 防犯パトロール用品(ジャンパー、帽子など)の購入費(世帯数に応じ、上限5~25万円) ※ 1団体1回まで
ID 1004143

● ④ 家庭用防犯カメラ設置 個

対 市内の住宅に防犯カメラを設置する18歳以上の人
額 購入・設置費の5分の4(上限1万円) ※ 1世帯1回まで **ID** 1038811

● ⑤ 通話録音装置配付 個

特殊詐欺防止のため、通話内容の録音を知らせる機能がある自動通話録音装置を配布します。
対 65歳以上の人がある世帯 自己負担額：2,000円
※ 1世帯1回まで **ID** 1018464

申 ①③ 11/30(月) ②④ R9/3/31(水) ⑤ R9/3/1(月)までに、市民安全課(☎85-6064)へ

● 防犯灯設置 町

対 防犯灯を設置する区・町内会・自治会
額 設置費の5分の3 ※ 防犯灯の種類によって上限あり
申 市民生活課(☎85-6617)へ **ID** 1003692

防災

● 地域防災組織支援 回 町

対 独自の地域防災マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた防災体制などが整備され、防災訓練を計画・実施している区・町内会・自治会か自主防災組織など
額 備蓄食料・物品などの購入費の2分の1(上限5万円) ※ 3年度内1団体1回まで
申 11/30(月)までに、市民安全課(☎85-6072)へ
ID 1004165

耐震

ID 1008903

● 木造住宅無料耐震診断 **個法**

対 S56/5/31以前に着工した在来軸組構法、伝統構法の木造住宅

● 木造住宅耐震補強設計 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値1.0未満)と診断された住宅

額 耐震補強設計費の3分の2(上限20万円)

● 木造住宅耐震改修 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値1.0未満)と診断された住宅

額 耐震改修工事費の80%(上限115万円)

● 木造住宅段階的耐震改修 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値が段階的に1.0未満)と診断された住宅

額 耐震改修工事費の80%(上限:1段目…60万円、2段目…55万円)

● 木造住宅除却 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値1.0未満)と診断された住宅か、耐震診断調査票で倒壊の危険性があると判断される住宅

額 解体・運搬・処分費の23%(上限20万円)

● 耐震シェルター整備 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある(判定値1.0未満)と診断された住宅

額 耐震シェルター(耐震ベッドを含む)の購入・運搬・整備費などの2分の1(上限30万円)

● 非木造住宅耐震診断・耐震改修 **個法**

対 S56/5/31以前に着工した非木造住宅(一戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅)

額 パンフレット参照(市ホームページ掲載)

ID 1009743

● ブロック塀等撤去 **個法**

対 道路や公園などに面する、高さ1m以上のコンクリートブロックなどの塀や門柱を全て取り壊す工事

額 撤去費と、撤去するブロック塀などの長さ1m当たりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1(上限10万円)

申 いずれも住宅政策課(☎85-6293)へ
※ 3/31(火)までは建築指導課(☎85-6328)へ

● ごみボックス等購入 **町**

対 ごみステーションに設置するごみボックスや巾着状ネット、これらの設置のための整備用品を購入または作製する区・町内会・自治会 ※ 整備用品のみは申請不可

額 購入・作製費の2分の1(1基につき上限1万円)

※ 原則1か所2基まで

申 清掃事業所(☎84-3211)へ ID 1033054

● 合併処理浄化槽設置 **個**

対 公共下水道事業計画区域外の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する人

額 下表のとおり(いずれも上限)

	単独・くみ取りからの転換		建替え・増改築
	重点区域	その他の区域	
5人槽	69万円	56万円	8万円
7人槽	92万円	75万円	11万円
10人槽	114万円	94万円	14万円

※ 転換の場合は配管工事費を含む。単独・くみ取りからの転換は撤去費(上限15万円)を加算

申 環境保全課(☎85-6217)へ ID 1033101

空き家

● 空き家付き土地の購入 **個**

対 空き家付きの土地を購入し、そこに居住するか建て替えて居住する人(居住誘導区域内の空き家に限る)

額 購入費・建築費などの10分の1(上限50万円) ※ 1人1回まで ID 1019903

● 老朽空き家解体 **個**

対 S56/5/31以前に着工した空き家を解体する人(空き家の所有者か、その土地の所有者に限る)

額 解体費の3分の2(上限20万円) ※ 1人1回まで ID 1003672

● 空き家残置物処分 **個**

対 空き家を売買するために残置物を処分する人

額 撤去費の2分の1(上限10万円) ※ 1人1回まで ID 1027690

● 空き家地域貢献活用 **団法**

対 空き家を利活用して地域貢献につながる事業を実施する団体か法人

額 改修費の3分の2(上限50万円) ID 1024869

● インスペクション(建物診断) **個**

対 空き家のインスペクション(※)をする人

額 費用の2分の1(上限5万円) ※ 1人1回まで

ID 1027691

※ 専門家が第三者的な立場から、住宅の劣化状況や不具合の診断をすること

申 いずれも住宅政策課(☎85-6572)へ